

石巻市復興公営住宅（半島沿岸部）入居者募集 募集要項

■募集住戸■

地区	住宅名	所在地・構造等	間取り(面積)	募集戸数	対象世帯人数	管理開始日
北上	にっこり北復興住宅 13号	北上町十三浜字小田 118 番地 279 木造・平屋建・戸建	2LDK (66.12㎡)	1戸	2人以上	平成29年4月27日
雄勝	船越復興住宅 10号	雄勝町船越字天王山 335 番地 24 木造・平屋建・戸建	2LDK (65.41㎡)	1戸	2人以上	平成29年4月20日
雄勝	名振東復興住宅 1号	雄勝町名振字東 12 番地 65 木造・平屋建・戸建	2LDK (65.41㎡)	1戸	2人以上	平成27年11月1日
牡鹿	鮎川熊野復興住宅 6号	鮎川浜熊野 16 番地 13 木造・平屋建・戸建	2LDK (65.41㎡)	1戸	2人以上	平成28年12月14日
牡鹿	十八成浜復興住宅 21号、24号	十八成浜十八成 123 番地ほか 木造・平屋建・戸建	1LDK (55.48㎡)	2戸	1人以上	平成28年5月26日
石巻 半島	牧浜復興住宅 6号	牧浜字竹浜道4番地10 木造・平屋建・戸建	1LDK (55.48㎡)	1戸	1人以上	平成28年9月3日

※にっこり北及び船越復興住宅は、市内の防災集団移転促進事業対象の方を募集対象とし、平成29年9月20日（水）まで随時募集（先着順）を行っています。随時募集期間内に申込みがあった場合は、募集を中止します。

※名振東、鮎川熊野、十八成浜及び牧浜復興住宅は、退去により空き室となった住宅です。

■対象者■

- (1) 市内の防災集団移転促進事業対象の方で住宅を再建されていない方
※半島沿岸部の防災集団移転団地に事前登録されている方は申込みできません。
- (2) 次のいずれかに該当し、現に住宅に困窮していることが明らかな方
 - ①東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「全壊」の方
 - ②東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「大規模半壊又は半壊」で解体を余儀なくされた方
 - ③東日本大震災発生時、賃貸住宅に居住し災害を起因とする住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なかった方

■優先順位■

申込数が募集戸数を超えた場合は、優先順位に基づき、仮当選者を決定します。なお、同一優先の方で募集戸数を超えた場合は抽選により決定します。

- 第1優先 当該防災集団移転団地を移転対象とする防災集団移転促進事業対象の方
- 第2優先 当該防災集団移転団地の属する地区内で被災された防災集団移転促進事業対象の方
- 第3優先 市内で被災された防災集団移転促進事業対象の方
- 第4優先 上記以外の市内で被災された方

■受付期間■

平成29年9月22日（金）から平成29年10月6日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

※申込みが募集戸数に達しない場合は、平成29年10月13日（金）午前9時から随時募集（先着順）とします。

また、午前9時の受付開始時点において、申込希望世帯が募集戸数を超えた場合は、優先順位に基づき、仮当選者を決定します。なお、同一優先順位の方で募集戸数を超えた場合は、仮当選者をその場で抽選により決定します。その際の抽選玉は各世帯1個となります。

■必要書類■

- ①入居申込書（記名、押印が必要です。なお、申込書は窓口に備え付けてあります。）
- ②り災証明書の写し（事前登録されている方は不要です。）
- ③抽選にあたり優遇措置に該当する事項を証明する書類（詳しくは、お問い合わせください。）
※郵送の場合、受付期間内必着です。申込書が必要な方は、お早めにお取り寄せください。

■抽選にあたり優遇する事項■

優遇の基準日は申込時点となります。ただし、高齢者配慮・子育て配慮は平成29年4月1日時点となります。

■抽選会■

平成29年10月中旬に実施予定です。

※申込数が募集戸数を超えた場合は、優先順位に基づき仮当選者を決定します。なお、同一優先順位の方で募集戸数を超えた場合は、抽選により仮当選者を決定します。

※対象者には抽選の準備ができ次第、別途通知します。

※抽選は公開で行います。なお、出席の有無は抽選結果に影響しません。

■入居時期■

平成29年11月

■資格審査■

仮当選者は入居資格審査を経て、正式な入居予定者となります。

次に該当する方は、入居資格対象外となり入居できません。

- ①市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納している方
 - ②過去に入居していた公営住宅において家賃等を滞納している方
 - ③過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
 - ④暴力団員
 - ⑤被災した住居以外の住居や貸家を所有（共有名義含む。）している方、新たに建設・購入した方や被災した住居を補修し再建した方
 - ⑥民間賃貸住宅等に入居し、住宅再建した方
 - ⑦夫婦で別居等、家族を不自然に分割または合併している方
- } 納付誓約している方は入居
できます。

■家賃■

①復興公営住宅の家賃は、一般の市営住宅と同様に公営住宅法に基づき住戸毎の家賃を算定した上で世帯毎の政令月収により毎年度決定します。

②特に住宅に困窮する低所得者（政令月収8万円以下）に対し、住宅の管理開始から10年間、家賃を低減する制度があります。

③家族構成、所得の状況によっては、数年後近隣の同規模の民間賃貸住宅家賃相当額となる場合があります。また、政令月収が313,000円を超える場合は、一定期間後退去していただくこととなります。

④復興公営住宅の敷金は、全額免除します。

平成29年度 収入分位別家賃（円）												
収入分位	I-1	I-2	I-3	I-4	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
政令月収	0	1~ 40,000	40,001~ 60,000	60,001~ 80,000	80,001~ 104,000	104,001~ 123,000	123,001~ 139,000	139,001~ 158,000	158,001~ 186,000	186,001~ 214,000	214,001~ 259,000	259,001~
にっこり北	6,800	11,600	16,300	21,100	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	51,300	59,100
船越	6,700	11,400	16,100	20,800	22,000	25,400	29,000	32,800	37,400	43,200	50,600	58,300
名振東	6,600	11,200	15,800	20,400	21,500	24,900	28,500	32,100	36,700	42,300	49,500	57,100
鮎川熊野	6,700	11,400	16,000	20,700	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,100	50,400	58,100
十八成浜	5,700	9,600	13,500	17,500	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	42,500	49,000
牧浜	5,600	9,500	13,400	17,300	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	42,200	48,600

■その他（よくお読みください。）■

①ペットと一緒に入居できません。

②複数戸募集する型別の住戸は、抽選により決定します。

③仮当選となられた方は、原則として辞退できません。

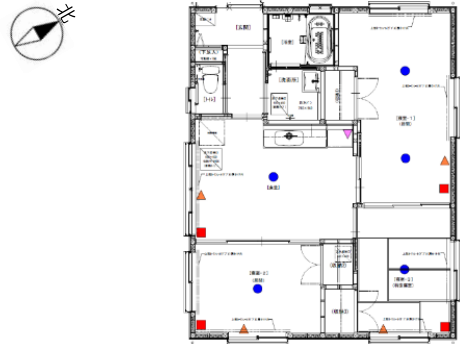
④入居許可（鍵の引き渡し）を受けた後に入居を辞退された場合、他の復興公営住宅にお申込みできません。

⑤復興公営住宅に入居することで「住宅再建」となり、入居後に防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の制度を利用することはできません。

■位置図・間取り図■



にっこり北復興住宅 13号



船越復興住宅 10号



名振東復興住宅 1号



鮎川熊野復興住宅 6号

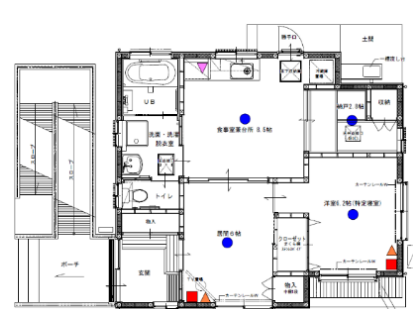


十八成浜復興住宅 21号



※24号は左右逆の配置となります。

牧浜復興住宅 6号



■お申し込み・お問い合わせ先■ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

□石巻半島地区の住宅	市役所本庁舎3階 専用ダイヤル 代表	事前登録相談窓口（37番窓口） 0225-90-8041・0225-90-8042 0225-95-1111（内線3981～3983）
□雄勝地区の住宅	雄勝総合支所	地域振興課 0225-57-2111
□北上地区の住宅	北上総合支所	地域振興課 0225-67-2111
□牡鹿地区の住宅	牡鹿総合支所	地域振興課 0225-45-2111